



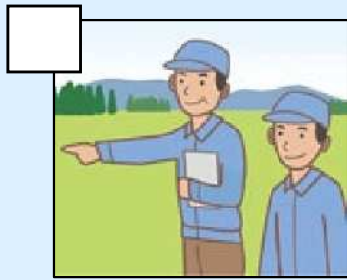
高めよう 地域協働の力！

多面的機能支払交付金 共同活動の安全のしおり

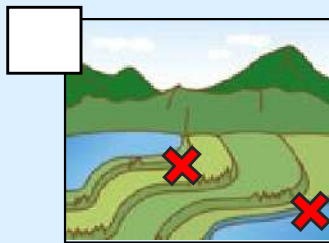
共同活動前に安全確認を行い、
事故の発生を防止しましょう

安全確認チェックリスト

事前チェック



活動場所の下見をして
作業環境を確認しましたか。



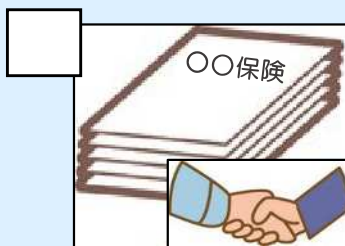
危険な箇所については、
テープ等で印を付けたり、
作業マップにマーキング
しましたか。



参加者の年齢、作業の熟練
度等を考慮して作業計画(分
担、配置等)を立てましたか。



作業者は機具等の安全な操作
方法を習得しましたか。



参加者は全員保険に入り
ましたか。

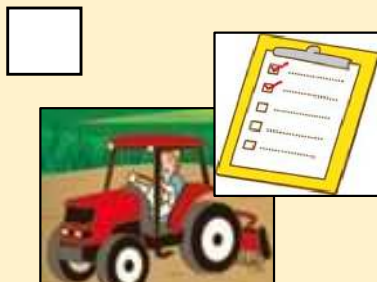


緊急連絡表は作成しまし
たか。

当日チェック



参加者に危険な箇所の説明
をしましたか。



機具等を用いる場合、点検
は済みましたか。



緊急連絡表の掲示や携帯
はしましたか。

草刈作業中の留意点

1. 防護の徹底

- ・草刈機を使用する際は、ヘルメットや防護メガネ、手袋、長靴（または安全靴）などを着用しましょう。

2. 障害物の除去等

- ・事前に、草刈範囲の空き缶や石、木片などを取り除いておきましょう。
- ・除去できない木や障害物がある場合は、その周辺は草刈機を使用せず、鎌等で草刈りしましょう。
- ・蜂刺されを防ぐために、適切な服装や殺虫スプレーを携行し、蜂に刺された場合の対処方法を事前に確認しましょう。
- ・刈刃に石や木片があたって飛び散り窓ガラスが割れる恐れがあるので、自動車は作業場所から離れた場所に停車させましょう。

3. 草刈機の点検・整備

- ・刈刃のひび割れや欠け等がある場合には、新しい刈刃と交換しましょう。
- ・刈刃が確実に固定されていることや、飛散物保護カバーが装着されていることを確認しましょう。

4. 草刈機の安全な使用

- ・安全な使用方法を修得した作業者が行いましょう。
- ・火災の恐れがあるので、エンジンを始動する場合は、給油場所から3 m以上離れましょう。
- ・刈刃に詰まった草や異物を取り除く等作業を中断する際や移動する際にはエンジンを切り、刃の回転が止まったことを確認してからにしましょう。
- ・障害物や地面などにぶつかって起きる刈刃の跳ね（キックバック）には十分注意しましょう。
- ・安全な使用方法の修得には、「機械の安全使用に関する研修」の取組も活用してください。
- ・作業場所は事前に確認し、不安定な場所や転倒の恐れのある急斜面などでは無理な作業をしないようにしましょう。

5. 作業間隔の確保

- ・複数名で作業を行う場合は、15m以上間隔を置き、接触事故を防止しましょう。

6. 休憩の確保

- ・振動とエンジンの騒音で想像以上に疲労がたまるので、時間を区切ってこまめに休憩を入れましょう。
- ・熱中症対策のため、水分補給をこまめに行いましょう。また、必要に応じて検温を行いましょう。

7. 草刈業者への合図

- ・草刈機は騒音が大きいいため、作業者に声をかける際には、鏡や笛を用いて遠くから合図をしましょう。



<作業中の服装チェック>



- ☐ ヘルメットは被りましたか？
- ☐ 長袖、長ズボンは着用しましたか？
- ☐ 手袋、長靴等は着用しましたか？
- ☐ 防護メガネは着用しましたか？

活動前日までに、現地の下見、打合せ、 緊急連絡先の確認を必ず行いましょう

- 活動中の事故を未然に防止するため、事前に活動場所の下見を複数名で行いましょう。**危険な箇所**（急傾斜地、窪地やぬかるみ、段差、電線や電話線、狭小地、急流の水路、危険物、蜂の巣などの危険な動植物等）のチェックを行い、危険物の除去や危険箇所をわかりやすく表示しましょう。
- 参加者の年齢、体力、作業の熟練度等や当日の健康状態を確認し、適切な作業分担・配置を行うとともに、**無理のない作業計画**を立てましょう。
- 作業前には事前に体調チェックを行いましょう。
- 緊急時に備え、**緊急連絡表**を作成し、全員で確認しておきましょう。
- 緊急連絡先の確認
 - ・ 最寄りの医療機関（複数）
 - ・ ご家族の連絡先
 - ・ 保険会社
 - ・ 市町村



活動を行う前に、必ず保険に入りましょう

- 共同活動を行う際には、必ず**保険**に入りましょう。
近隣の保険会社に相談してみましょう。
- 活動日の1～2週間前までに手続きが必要なので、早めに参加者を決めるようにしましょう。
- 1日あたり数十円～数百円のものまで様々な保険があります。保険料は、多面的機能支払交付金による支援の対象になります。

活動に当たっては、参加者一人一人が事故防止の意識を持つことが大切です

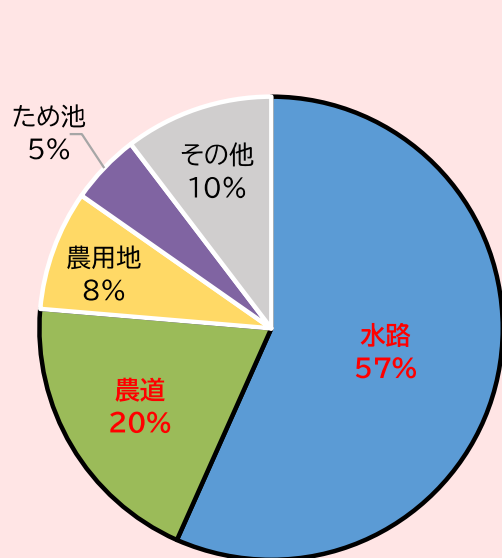
- 活動当日は、事前にチェックした危険箇所等の情報を参加者全員に周知し、**注意喚起**を行いましょう。
- **声かけ**をしましょう。
- 緊急連絡表を見やすい場所に掲示したり、通報担当者が携帯するようにしましょう。
- **熱中症**には十分注意しましょう。
 - ・ 日陰を確保し、こまめに水分補給や休憩をとりましょう。
 - ・ 保冷剤、氷、冷たいタオルなどを使って体を冷やしましょう。
 - ・ テントや扇風機などの暑さ対策グッズも活用しましょう。
 - ・ 手足のしびれやめまい、吐き気など、万が一熱中症が疑われる症状がみられた場合はすぐに作業を中断し、涼しい場所へ避難しましょう。
 - ・ 意識がない場合や症状が良ならない場合は、すぐに病院で手当てを受けましょう。



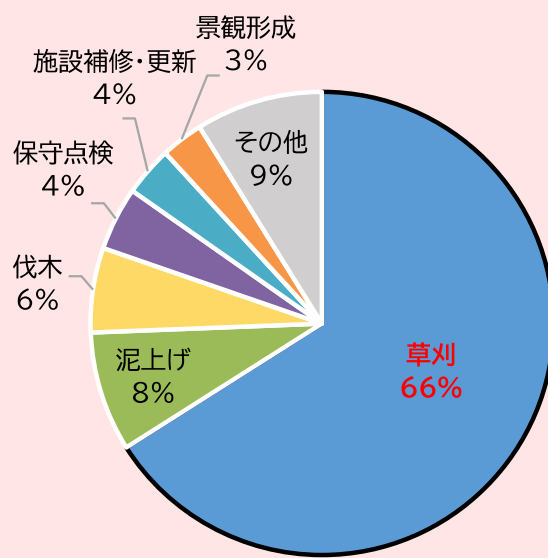
- 万が一事故が起きた場合は**市町村に速やかに報告**しましょう。

■ 事故の傾向（令和6年度の発生状況）

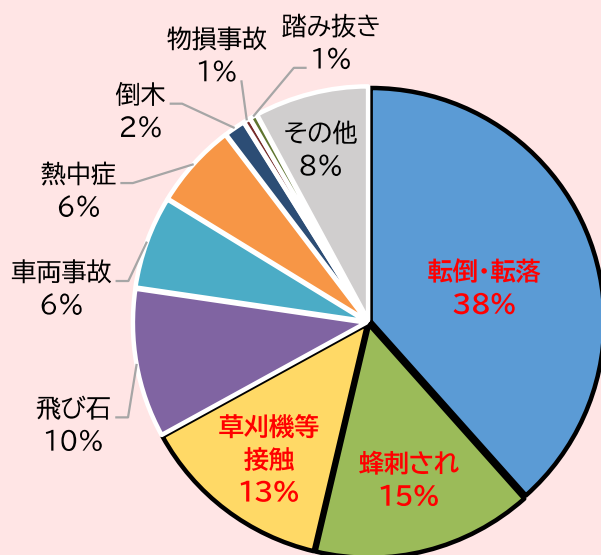
- ・ 交付金における共同活動においては、令和6年度（令和6年4月から令和7年3月末まで）に**203件**の事故が報告されています。
- ・ 事故の発生場所としては、**水路**（57%）が最も多く、**農道**（20%）が次いで多くっており、この2つの場所で全体の約8割を占めています。
- ・ 事故が発生した活動としては、**草刈**（66%）が極めて多く、約7割を占めております。
- ・ 事故原因としては、**転倒・転落**（38%）が最も多く、**蜂刺され**（15%）、**草刈機等接触**（13%）の順に多くっており、この3つの原因で全体の約3分の2を占めています。
- ・ 事故による怪我等の状況としては、**骨折**（32%）が最も多く、**創傷**（18%）、**蜂刺され**（15%）、**物損**（14%）の順に多くなっている。



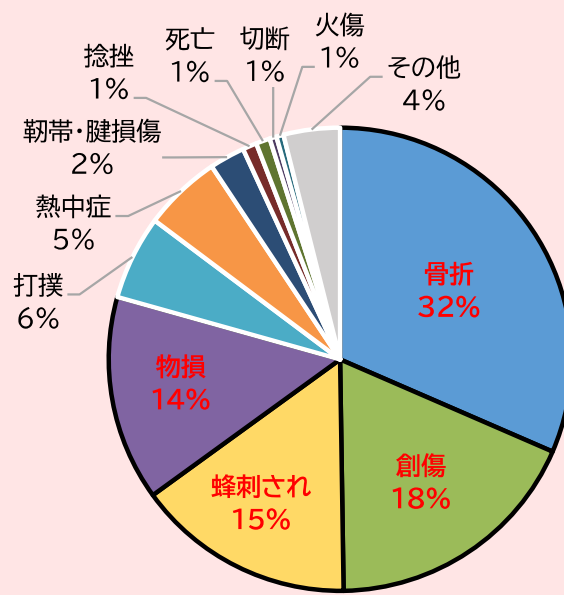
【事故の発生場所の内訳】



【事故発生時の活動の内訳】



【事故原因の内訳】



【事故による怪我等の状況の内訳】

■ 事故の例



(水路の草刈り)

- ・ **活動項目**：水路の草刈り
- ・ **作業内容**：水路周りの草刈り作業
- ・ **事故概要**：10人で水路の草刈作業中、傾斜のある法面の草刈り作業者が足を滑らせ、約2mの高さから側溝に誤って転落した。
- ・ **被災状況**：骨折（左足）
- ・ **発生原因**：作業場所の安全確認不足や周囲の声かけ不足。



(草刈機などの点検)

- ・ **活動項目**：農道・水路の草刈り
- ・ **作業内容**：農道・水路の草刈り作業
- ・ **事故概要**：自走式ロータリーモアを準備中、ブレードが回転しないため、エンジンをかけたまま、点検しようとしたところ、急にブレードが回転した。
- ・ **被災状況**：指の屈筋腱損傷
- ・ **発生原因**：エンジンを切らないまま、点検を行った。



(ため池堤体の急傾斜)

- ・ **活動項目**：ため池の草刈り
- ・ **作業内容**：ため池の草刈り作業
- ・ **事故概要**：複数名でため池の草刈作業中、1人が誤ってため池に転落。その後、救助を試みたもう1人も誤ってため池に転落。
- ・ **被災状況**：両名とも死亡
- ・ **発生原因**：安全な作業方法の周知、危険箇所の確認及び周囲の声かけが不足していた可能性。



(堤体の草刈り)

- ・ **活動項目**：ため池の草刈り
- ・ **作業内容**：堤体の草刈り作業
- ・ **事故概要**：トラクターで堤体天端の草刈作業中、操作を誤ってトラクターごと堤体下に転落。転落する中で車内から投げ出された。
- ・ **被災状況**：死亡
- ・ **発生原因**：作業場所の安全確認、シートベルトの着用など適切な安全対策を怠った可能性。

農作業等の安全対策の留意点等を詳細に解説した「農作業安全のための指針」や事故防止の取組事例等の農作業安全に関する情報は、農林水産省のホームページでご覧になれます。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/

◎お問い合わせは、各都道府県推進組織又は地方農政局農村振興部農地整備課へお願いいたします。

■協議会

問い合わせ先	
秋田県 農林水産部 農山村振興課 地域環境保全チーム	018-860-1853
秋田県多面的機能支援協議会 事務局（水土里ネット秋田内）	018-888-2748

■協議会支部

支部名	県問い合わせ先	市町村問い合わせ先	
鹿角	鹿角地域振興局農林部 農村整備課 0186-23-2243	鹿角市農地林務課	0186-30-0246
		小坂町観光産業課	0186-29-3912
北秋田	北秋田地域振興局農林部 農村整備課 0186-62-3900	大館市農政課	0186-43-7075
		北秋田市農林課	0186-84-8103
		上小阿仁村産業課	0186-77-2223
山本	山本地域振興局農林部 農村整備課 0185-52-1232	能代市農業振興課	0185-89-2183
		藤里町農林課	0185-79-2114
		三種町農林課	0185-85-4827
		八峰町農林水産課	0185-76-4609
秋田	秋田地域振興局農林部 農村整備課 018-860-3394	秋田市農地森林整備課	018-888-5740
		男鹿市農林水産課	0185-24-9138
		潟上市農林水産振興課	018-853-5336
		五城目町農林振興課	018-852-5215
		八郎潟町産業課	018-875-5803
		井川町産業課	018-874-4418
		大潟村産業振興課	0185-45-3653
由利	由利地域振興局農林部 農村整備課 0184-22-7554	由利本荘市農山漁村振興課	0184-24-6355
		にかほ市農林水産課	0184-38-4304
仙北	仙北地域振興局農林部 農村整備課 0187-63-6117	大仙市農林整備課	0187-63-1111
		仙北市農林整備課	0187-43-2207
		美郷町農政課	0187-84-4908
平鹿	平鹿地域振興局農林部 農村整備課 0182-32-9509	横手市農林整備課	0182-32-2114
雄勝	雄勝地域振興局農林部 農村整備課 0183-73-6135	湯沢市農林課	0183-78-1172
		羽後町農林課	0183-62-2111
		東成瀬村産業振興課	0182-47-3407

本手引に掲載されている各種様式の電子データは、
秋田県多面的機能支援協議会ウェブサイトに掲載しています。

（ <https://www.hozen.vt-akita.com/style/index.htm> ）



～多面的機能支払交付金は

農林水産省の補助事業です～



高めよう 地域協働の力！

[illegible]